令 和 ８ 年 １１ 月
練馬区高齢施策担当部
高 齢 社 会 対 策 課

# 練馬区介護予防把握事業（はつらつシニアクラブ）委託事業者募集要領

## １　目的

本要領は、練馬区介護予防把握事業（はつらつシニアクラブ）を実施する最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定をするプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

## ２　業務概要

（１）件名

練馬区介護予防把握事業（はつらつシニアクラブ）の委託

（２）履行期間　令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

※ただし、成績評価を行った結果、良好以上であると評価された場合、最高３年（更新２回）の随意契約を行うことがある。なお、介護保険法の改正等により、事業内容に変更が生じた場合は、この限りでない。

（３）履行場所

以下の 18 施設で、計 30 回の実施を予定している。

施設は変更となる場合がある。

ア　下石神井地区区民館（練馬区下石神井６－８－15）
イ　大泉学園地区区民館（練馬区大泉学園町８－９－５）
ウ　東大泉地区区民館（練馬区東大泉３－53－１）
エ　西大泉地区区民館（練馬区西大泉５－３－32）
オ　田柄地区区民館（練馬区田柄３－28－13）
カ　早宮地区区民館（練馬区早宮４－14－５）
キ　桜台地域集会所（練馬区桜台１－22－９）
ク　上石神井南地域集会所（練馬区上石神井１－６－16）
ケ　土支田中央地域集会所（練馬区土支田２－32－８）
コ　光が丘区民ホール（練馬区光が丘２－９－６）
サ　関区民ホール（練馬区関町北１－７－２）
シ　南大泉青少年館（練馬区南大泉１－44－７）
ス　石神井公園区民交流センター（練馬区石神井町２－14－１）
セ　勤労福祉会館（練馬区東大泉５－40－36）
ソ　サンライフ練馬（練馬区貫井１－36－18）
タ　平和台体育館（練馬区平和台２－12－５）
チ　中村南スポーツ交流センター（練馬区中村南１－２－32）
ツ　総合体育館（練馬区谷原１－７－５）

（４）概算経費　9,429 千円（半日開催 30 回分、税込）

※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。
※本経費は、概算で算出したもので、令和９年度の委託料の上限額を明示したものである。また、令和９年第一回練馬区議会定例会において、令和９年度予算が成立したときに効力を生ずるものである。

（５）業務内容　仕様書（別紙１）のとおり

## ３　参加資格および欠格事項

### ３－１　参加資格

高齢者の介護予防について理解がある民間事業者で、次のいずれにも該当するものとする。

（１）練馬区または他自治体で類似する業務実績があること。
（２）従事者として保健師または看護師を配置すること。また、理学療法士、作業療法士、健康運動指導士、健康運動実践指導者、介護予防主任運動指導員、介護予防運動指導員いずれかの配置ができ、かつ事業実施に必要な人数を配置できること。
（３）事業実施に必要な測定機器等を準備できること。

### ３－２　欠格事項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当する者
（２）提案書提出時点において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年４月１日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者
（３）「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年８月２日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者
（４）法人の場合は、法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者
（５） 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第１項に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形または小切手が不渡りとなったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者

## ４　選定方法

### ４－１　日程

| | |
|---|---|
| 募集要領等の公表 | 令和８年 11 月１日(日) |
| 質問受付期間 | 令和８年 11 月１日(日)～11 月 10 日(火) |
| 質問回答公表日 | 令和８年 11 月 13 日(金) |
| 参加表明届提出締切日 | 令和８年 11 月 20 日(金)午後５時 |
| 提案書受付期間 | 令和８年 11 月 25 日(水)～12 月１日(火) |
| 提案書提出締切日および | 令和８年 12 月１日(火)午後５時 |

| | |
|---|---|
| 参加辞退届提出締切日 | |
| プレゼンテーション日程通知 | 令和８年 12 月８日(火) |
| プレゼンテーション | 令和８年 12 月 18 日(金)～12 月 24 日(木) |
| 結果通知 | 令和９年１月 13 日(水)頃 |

**４－２　プロポーザルへの参加表明および辞退**

参加を希望する者は、プロポーザル参加表明届（様式１）を、また、プロポーザル参加表明届を提出した後に辞退する場合は、参加辞退届（様式２）を担当部署まで提出すること。

（１）受付期限　プロポーザル参加表明届：11 月 20 日(金)　午後５時（必着）
　　プロポーザル参加辞退届：12 月　１日(火)　午後５時（必着）

（２）提出方法　電子メールで送信し、その旨を担当部署まで連絡すること。

**４－３　質問回答**

募集に関する質問は質問票（様式３）に内容を簡潔に記入のうえ、以下の内容で行うこと。

（１）質問期間　11 月１日(日)～11 月 10 日(火)午後５時（必着）
　　※期限を過ぎた質問は受付けない。

（２）提出方法　電子メールで送信し、その旨を担当部署まで連絡すること。

（３）回答方法　11 月 13 日（金）に質問者名を伏せたうえ、区ホームページにて寄せられた質問および回答を公表する。

**４－４　提案書等の提出**

参加を希望するものは、必ず事前に連絡のうえ、提案書等を担当部署に持参すること（郵送不可）。あわせて電子データ（Excel 形式）を電子メール又は電子記録媒体により提出すること。なお、電子データは紙媒体と同一内容とする。

（１）受付期間　11 月 25 日(水)午前９時～12 月１日(火)午後５時（必着）

（２）提出書類および提出部数

| 提出書類 | 説明 | 正本 | 写し |
|---|---|---|---|
| ア　応募申請書（様式４） | | １部 | ６部 |
| イ　事業者に関する事項<br>（ア）事業者概要（様式５） | | １部 | ６部 |
| （イ）受託実績申告書（様式６） | ・過去３年間分を記入すること。類似の事業実績は、本要領の「３－１参加資格」を確認のうえ、記載すること。 | １部 | ６部 |
| （ウ）法人登記事項証明書 | ・履歴事項全部証明書<br>・応募提出日の３か月以内のもの<br>・写しで可 | １部 | |
| （エ）法人事業税、法人税、消費税の納税証明書 | ・未納税額が無いことの証明<br>・直近１年分のもの | １部 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| （オ）決算資料 | ・法人全体の最新の貸借対照表および損益計算書１年分<br>・NPO 法人の場合は、貸借対照表および活動計算書を提出すること | １部 | |
| ウ　提案事項および見積もり事項※<br>（ア）提案書<br>（様式７を参照） | ・Ａ４判縦、左２か所綴じ、横書き<br>・印刷は白黒で両面刷り、10 ページ以内（表紙は含まず）、文字の大きさは 11 ポイント以上、カバー等はつけないこと | １部 | ６部 |
| （イ）見積書<br>（様式８） | ・測定会を全 30 回実施するにあたり必要な経費（測定機器の使用、運搬、測定結果の記録用紙、個別アドバイスに使用する資料、人件費、参加者の傷害保険料、その他消耗品等）を項目別に積み上げること。<br>・測定会１回あたりは４時間とする。（準備・後片付けも含む） | １部 | ６部 |

※区の指定様式のみを使用すること。

※正本で構成された１部と、写しで構成された６部を表の昇順に綴じること。

（３）差し替えおよび再提出

受付期間後の提案書等の差し替え、追加および再提出は認めない。

**４－５　審査方法**

審査資格を満たす者について、提出書類の審査およびプレゼンテーションを行う。区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、評価が最も高い者を受託候補者とする。

（１）プレゼンテーション実施日（予定）

令和８年 12 月 18 日（金）～12 月 24 日（木）　詳細は、別途通知する。

（２）説明者

説明者は、本事業を受託した時に主な担当となる者で、２名以内とする。

（３）注意事項

ア　プレゼンテーションは提出した企画提案書等に基づいて行うこと。また、当日の資料の追加配付は認めない。

イ　プロジェクター(Panasonic　PT-FZ570J)、パソコンを接続するコード(ミニ D-Sub15pin および HDMI)およびスクリーンは区が用意する。パソコンは参加事業者が準備すること。

（４）審査結果の通知

審査結果は、令和９年１月 13 日（水）頃に参加事業者に書面で通知する。

**４－６　評価項目**

練馬区介護予防把握事業（はつらつシニアクラブ）委託事業者選定評価項目および評価基準（別紙２）のとおり。

## ５　受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、区の予算の範囲内で委託業務の詳細な内容を決定する。受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

## ６　情報公開

本件の業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙３）に基づき取り扱うものとする。

## ７　その他事項

（１）提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
（２）提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
（３）審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合、その時点で失格となる。
（４）提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
（５）提出された提案書等の書類に、記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
（６）提案書等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
（７）提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した　結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
（８）本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しない、または解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
（９）本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

## ８　問合せ先・担当

練馬区 高齢施策担当部 高齢社会対策課 介護予防係
練馬区豊玉北六丁目 12 番１号　練馬区役所西庁舎３階　（担当）佐藤・木村
（電話）03-5984-2094　　（電子メール）KOUREITAISAKU11@city.nerima.tokyo.jp